**☆実地指導の際は、両面コピーにより１部を期日までに提出してください。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実地指導日 | | | ※市で記入  　　　　年　　月　　日（　）　　時　　分から | | | | | | | | | | | | | |
| 令和６年度（２０２４年度）版 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定特定相談支援事業者  指定障害児相談支援事業者 | | | | | | | | | | | 自主点検表 | | | | | |
| サービス種別  ※該当に○を入れてください。 | | | 該当 | | 種別 | | | | | | 指定（更新）年月日 | | | | | |
|  | | 指定特定相談支援 | | | | | | 年　　月　　日 | | | | | |
|  | | 指定障害児相談支援 | | | | | | 年　　月　　日 | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所 | 事業所番号  （特定相談） |  | |  | |  |  |  |  | | |  | |  |  |  |
| 事業所番号  （障害児相談） |  | |  | |  |  |  |  | | |  | |  |  |  |
| 名称 |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | （郵便番号　　　－　　　　）  本庄市 | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡先 | （電話）　　　　　　　　　　（ＦＡＸ） | | | | | | | | | | | | | | |
| （メール） | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理者 |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業者  （法人） | 名称 |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 代表者の  職名・氏名 |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | ※上記事業所と異なる場合に記入してください。  （郵便番号　　　－　　　　） | | | | | | | | | | | | | | |
| 記入（担当）者  職名・氏名 | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 記入者連絡先 | | ※上記事業所と異なる場合に記入してください。 | | | | | | | | 記入年月日 | | | 年　　月　　日 | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問合せ先 | | 本庄市福祉部障害福祉課援護係  【電話】０４９５（２５）１１２５　【ＦＡＸ】０４９５（２３）１９６３  【メール】ｓｙｏｕｇａｉ＠ｃｉｔｙ．ｈｏｎｊｏ．ｌｇ．ｊｐ | | | | | | | | | | | | | | |

# **１　はじめに**

指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を適切に提供するためには､事業者・事業所が自主的に事業所の体制（人員・設備・運営）やサービスについて、法令の基準や、国・県・市の通知等に適合しているか、その他の不適当な点がないか、常に確認し、必要な改善措置を講じ、サービスの向上に努めることが大切です。

そこで、本庄市では、法令や関係通知、特に国が示した「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成２６年１月２３日付け障発０１２３第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成２６年３月２８日付け障発０３２８第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「主眼事項及び着眼点等」に、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定について加えた自主点検表を作成しました。

各事業者・事業所におかれましては、法令等の遵守とさらなるサービスの向上の取組に、この自主点検表を活用し、年に１度は定期的な自主点検を実施してください。

# **２　留意事項**

（１）自主的に点検を行ったものは市に提出する必要はありませんが、次回の参考となるよう各事業所において保管してください。

（２）市の実地指導のために作成する場合は、自主点検のみと記載のある箇所は回答不要です（実地指導では内容の確認を行いません）。

（３）市の実地指導のために作成した場合は、この自主点検表と、他に指定のあった事前提出資料を、市への提出分だけでなく事業所の控えの分も作成し、実地指導の際に指導事項を記録し、実施後５年間は保管するようにしてください。

（４）自主点検に当たっては、複数の従業者で検討するなどし、漏れなく点検してください。

（５）表中の【隅付き括弧】は、指定特定相談支援事業者のみ該当する箇所です。

（６）指定障害児相談支援事業者は、表中の網掛け部分の文言を次のように置き換えて点検してください。

計画相談支援、特定相談支援 ⇒ 障害児相談支援

障害福祉サービス、障害福祉サービス又は地域相談支援 ⇒ 障害児通所支援

指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援 ⇒ 指定通所支援

利用者 ⇒ 障害児

家族 ⇒ 保護者

要支援者 ⇒ 要支援児

同じ障害を有する者 ⇒ 同じ障害を有する障害児の家族

計画相談支援対象障害者 ⇒ 障害児相談支援対象保護者

計画相談支援対象障害者等 ⇒ 障害児通所支援を利用する障害児

サービス利用支援 ⇒ 障害児支援利用援助

サービス等利用計画 ⇒ 障害児支援利用計画

継続サービス利用支援 ⇒ 継続障害児支援利用援助

受給者証又は地域相談支援受給者証 ⇒ 通所受給者証

支給決定又は地域相談支援給付決定 ⇒ 通所給付決定

支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間 ⇒ 通所給付決定の有効期間

指定障害者支援施設 ⇒ 指定障害児入所施設

指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者 ⇒ 指定障害児通所支援事業者

（７）「第５　計画相談支援給付費の算定及び取扱い」については、下記の要領にて点検してください。

共通　と記載のある箇所　⇒　指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者

特定相談　と記載のある箇所　⇒　指定特定相談支援事業者のみ

障害児相談　と記載のある箇所　⇒　指定障害児相談支援事業者のみ

# **３　点検の方法**

「点検結果」欄にある該当する項目の□を■に塗りつぶし、理由を記入する箇所には理由を記入してください。

# **４　根拠法令の正式名称等**

|  |  |
| --- | --- |
| 略称 | 正式名称（法令番号等）［最終改正］ |
| 障害者総合支援法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年１１月７日法律第１２３） |
| 児童福祉法 | 児童福祉法（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号） |
| 社会福祉法 | 社会福祉法（昭和２６年３月２９日法律第４５号） |
| 介護保険法 | 介護保険法（平成９年１２月１７日法律第１２３号） |
| 障害者虐待防止法 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年６月２４日法律第７９号） |
| 障害者差別解消法 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年６月２６日法律第６５号） |
| 障害者総合支援法施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年１月２５日政令第１０号） |
| 児童福祉法施行令 | 児童福祉法施行令（昭和２３年３月３１日政令第７４号） |
| 障害者総合支援法施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年２月２８日厚生労働省令第１９号） |
| 児童福祉法施行規則 | 児童福祉法施行規則（昭和２３年３月３１日厚生省令第１１号） |
| 障害者虐待防止法施行規則 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成２４年９月２４日厚生労働省令第１３２号） |
| 平２４厚令２８ | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年３月１３日厚生労働省令第２８号） |
| 平２４厚令２９ | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年３月１３日厚生労働省令第２９号） |
| 平３０厚令２ | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年１月１８日厚生労働省令第２号） |
| 平２４厚告２２７ | 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成２４年３月３０日厚生労働省告示第２２７号） |
| 平２４厚告２２５ | 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成２４年３月３０日厚生労働省告示第２２５号） |
| 平２４厚告１２５ | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年３月１４日厚生労働省告示第１２５号） |
| 平２４厚告１２６ | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年３月１４日厚生労働省告示第１２６号） |
| 平１８厚告５３９ | 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５３９号） |
| 平２４厚告１２８ | 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成２４年３月１４日厚生労働省告示第１２８号） |
| 平２１厚告１７６ | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成２１年３月３０日厚生労働省告示第１７６号） |
| 平２４厚告２３３ | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成２４年３月３０日厚生労働省告示第２３３号） |
| 平２７厚告１８０ | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２７日厚生労働省告示第１８０号） |
| 平２７厚告１８１ | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２７日厚生労働省告示第１８１号） |
| 市規則 | 本庄市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成２４年６月２９日規則第３１号） |

# **５　自主点検表**

## 第１　基本方針（障害者総合支援法第５１条の２４、児童福祉法第２４条の３１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（利用者等）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第１項 | 運営規程  サービス等利用計画  ケース記録 | □行われている  □行われていない |
| （２）指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第２項 | 運営規程  サービス等利用計画  ケース記録 | □行われている  □行われていない |
| （３）指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（福祉サービス等）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第３項 | 運営規程  サービス等利用計画  ケース記録 | □行われている  □行われていない |
| （４）指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第４項 | 運営規程  サービス等利用計画  ケース記録 | □行われている  □行われていない |
| （５）指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者【介護保険法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者】その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第５項 | 関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類（ケース記録等） | □努めている  □努めていない |
| 特定相談  （６-１）指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。 | 平成２４厚令２８第２条第６項 | 運営規程  サービス等利用計画  ケース記録 | □努めている  □努めていない |
| 障害児相談  （６-２）指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めているか。 | 平成２４厚令２９第２条第６項 | 運営規程  障害児支援利用計画  ケース記録 | □努めている  □努めていない |
| （７）指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第７項 | 自己評価資料  自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録 | □図っている  □図っていない |
| （８）指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第８項 | 運営規程  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類 | □講じている  □講じていない |
| （９）指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第９項 | 関係者と密接な連携を図ったことが分かる書類（ケース記録等） | □努めている  □努めていない |

## 第２　人員に関する基準（障害者総合支援法第５１条の２４、児童福祉法第２４条の３１第１項）

### １　従業者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置いているか。（ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。） | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３条第１項  平２４厚告２２７、平２４厚告２２５ | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  研修修了書 | □常勤・専従の相談支援専門員を置いている  □非常勤又は兼務の相談支援専門員を置いている  ⇒□当該職務に支障がない  □当該職務に支障がある |
| （２）（１）に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数の合計数）が３５又はその端数を増すごとに１となっているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３条第２項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  計画相談支援対象障害者等の数が分かる書類 | □なっている  □なっていない |
| （３）（２）に規定する計画相談支援対象障害者等の数は、前６月の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数となっているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３条第３項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  計画相談支援対象障害者等の数が分かる書類 | □なっている  □なっていない |
| 障害児相談  （４）指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員(専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。)を置くことができる。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を法第５１条の１４第１項に規定する指定地域相談支援若しくは指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。  １　当該指定障害児相談支援事業所が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準(平成２７年厚生労働省告示第１８１号)第１号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。  ２　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者(平成３０年厚生労働省告示第百１１６号)に該当する者(当該指定に係る障害児相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。 | 平２４厚令２９第３条第４項 | 従業員の資格証 | □なっている  □なっていない  □該当なし |
| 障害児相談  （５）（４）の規定により相談支援員を置く場合における第１１条、第１５条第１項第１号、第２項第１号から第８号まで及び第３項、第１５条の２、第１８条、第２０条第１項から第３項まで、第２３条第１項並びに第２６条第１項及び第２項の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。 | 平２４厚令２９第３条第５項 |  |  |

### ２　管理者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。） | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第４条 | 管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | □常勤かつ専従の管理者を置いている  □非常勤又は兼務の管理者を置いている  ⇒□管理業務に支障がない  □管理業務に支障がある |

### ３　従たる事業所を設置する場合における特例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ１人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員としているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第４条の２第２項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | □している  □していない  □従たる事業所を設置していない |

## 第３　運営に関する基準（障害者総合支援法第５１条の２４第２項、児童福祉法第２４条の３１第２項）

### １　内容及び手続の説明及び同意

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等（利用申込者）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第５条第１項 | 重要事項説明書  利用契約書（利用者又は家族の署名捺印） | □得ている  □得ていない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第７７条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第５条第２項 | 重要事項説明書  利用契約書（利用者又は家族の署名捺印）  その他利用者に交付した書面 | □している  □していない  □該当事例なし |

### ２　契約内容の報告等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第６条第１項 | 契約内容報告書 | □している  □していない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第６条第２項 | 市町村に提出したことが分かる書類（控え等） | □している  □していない |

### ３　提供拒否の禁止　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第７条 | 適宜必要と認める資料 | □拒んでいない  □拒んでいる  ⇒その理由 |

### ４　サービス提供困難時の対応　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第８条 | 適宜必要と認める資料 | □講じている  □講じていない  □該当事例なし |

### ５　受給資格の確認

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量【又は地域相談支援給付量】等を確かめているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第９条  障害者総合支援法第５条第２３項  児童福祉法第６条の２の２第９項  障害者総合支援法施行規則第６条の１６  児童福祉法施行規則第１条の２の７ | 受給者証の写し | □確かめている  □確かめていない |

### ６　支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１０条 | 適宜必要と認める資料 | □行っている  □行っていない |

### ７　身分を証する書類の携行　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１１条 | 身分証等 | （身分証）  □携行させている  □携行させていない  （指導）  □している  □していない |

### ８　計画相談支援給付費の額等の受領

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき厚生労働省告示により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１２条第１項  平２４厚告１２５  平２４厚告１２６ | 請求書  領収書 | □受けている  □受けていない  □該当事例なし |
| （２）指定特定相談支援事業者は、（１）の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等【障害児計画については居宅】を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるが、支払を受けているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１２条第２項 | 請求書  領収書 | □受けている  □受けていない |
| （３）指定特定相談支援事業者は、（１）及び（２）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１２条第３項 | 領収書 | □している  □していない  □該当事例なし |
| （４）指定特定相談支援事業者は、（２）の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１２条第４項 | 重要事項説明書 | □得ている  □得ていない |

### ９　利用者負担額に係る管理　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき政令に掲げる額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１３条  障害者総合支援法第２９条第３項第２号  児童福祉法第２１条の５の３第２項第２号  障害者総合支援法施行令第１７条  児童福祉法施行令第２４条 | 利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書  利用者負担額一覧表  利用者負担上限額管理結果票 | □している  □していない  □該当事例なし |

### １０　計画相談支援給付費の額に係る通知等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１４条第１項 | 法定代理受領通知書の写し | □している  □していない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、８の（１）の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１４条第２項 | サービス提供証明書の写し | □している  □していない  □該当事例なし |

### １１　指定計画相談支援の具体的取扱方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定計画相談支援の方針は、第１に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第１項 |  |  |
| ①指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に【基本相談支援に関する業務及び】サービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第１項第１号 | サービス等利用計画  相談支援専門員がサービス等利用計画を作成していることが分かる書類 | □させている  □させていない |
| ②指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第１項第２号 | サービス等利用計画  相談支援専門員がサービス等利用計画を作成していることが分かる書類 | □させている  □させていない |
| ③指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第１項第３号 | 利用者又はその家族に説明を行った記録 | （説明）  □行っている  □行っていない（適切な手法）  □行っている  □行っていない |
| （２）指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第１に規定する基本方針及び（１）に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第２項 |  |  |
| 計画相談  ①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第２項第１号 | サービス等利用計画  アセスメントを実施したことが分かる書類 | □努めている  □努めていない |
| 障害児相談  ①相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 | 平成２４年怜２９第１５条第２項第１号 | 障害児支援利用計画  アセスメントを実施したことが分かる書類 | □努めている  □努めていない |
| ②相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第２項第２号 | サービス等利用計画  アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 | □している  □していない |
| ③相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、【障害児においては、及びインクルージョンの観点から】指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第２項第３号 | サービス等利用計画  アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類（地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等） | □努めている  □努めていない |
| ④相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等【又は指定一般相談支援事業者】に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第２項第４号 | 利用者又はその家族に情報提供した記録 | □している  □していない |
| ⑤相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２項第５号 | サービス等利用計画  アセスメントを実施した記録 | □行っている  □行っていない |
| 計画相談  　⑥相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。 | 平成２４厚令２８第１５条第２項第６号 | サービス等利用計画  アセスメントを実施した記録 | □行っている  □行っていない |
| ⑦相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等【障害児計画については居宅】を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 平２４厚令２８第１５条第２項第７号  平２４厚令２９第１５条第２項第６号 | アセスメントを実施した記録  面接記録 | □得ている  □得ていない |
| ⑧相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。 | 平２４厚令２８第１５条第２項第８号  平２４厚令２９第１５条第２項第７号  障害者総合支援法第５条第２３項  児童福祉法第６条の２の２第９項  障害者総合支援法施行規則第６条の１６  児童福祉法施行規則第１条の２の７ | サービス等利用計画案  アセスメントを実施した記録 | □している  □していない |
| ⑨相談支援専門員は、サービス等利用計画案に障害者総合支援法第５条第８項に定める短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間１８０日を超えないようにしているか。 | 平２４厚令２８第１５条第２項第９号 | サービス等利用計画  モニタリング記録 | □している  □していない  □該当事例なし |
| （経過措置）　自主点検のみ  平成３０年４月１日前に定められたサービス等利用計画については、本規定を適用していないか。 | 平３０厚令２附則３ | 適宜必要と認める資料 | □している  □していない  □該当事例なし |
| ⑩相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害福祉サービスの対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 | 平２４厚令２８第１５条第２項第１０号  平２４厚令２９第１５条第２項第８号 | サービス等利用計画（利用者又は家族の署名捺印） | □得ている  □得ていない |
| ⑪相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。 | 平２４厚令２８第１５条第２項第１１号、  平２４厚令２９第１５条第２項第９号 | 利用者に交付した記録  サービス等利用計画（利用者又は家族の署名捺印） | □している  □していない |
| ⑫相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 | 平２４厚令２８第１５条第２項第１２号  平２４厚令２９第１５条第２項第１０号 | サービス担当者会議記録  サービス等利用計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録 | □求めている  □求めていない |
| ⑬相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 | 平２４厚令２８第１５条第２項第１３号、平２４厚令２９第１５条第２項第１１号 | サービス担当者会議記録  サービス等利用計画（利用者又は家族の署名捺印） | □得ている  □得ていない |
| ⑭相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。 | 平２４厚令２８第１５条第２項第１４号、平２４厚令２９第１５条第２項第１２号 | 利用者に交付した記録  サービス等利用計画（利用者又は家族の署名捺印） | □している  □していない |
| （３）指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第１に規定する基本方針、（１）及び（２）に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項 |  |  |
| ①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング【（利用者についての継続的な評価を含む。）】）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項第１号 | サービス等利用計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録  事業者等と連絡調整した記録  地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨をした記録 | □行っている  □行っていない |
| ②相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等【障害児の場合は居宅】を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項第２号  障害者総合支援法第５条第２３項  児童福祉法第６条の２の２第９項  障害者総合支援法施行規則第６条の１６  児童福祉法施行規則第１条の２の７ | アセスメント及びモニタリングに関する記録  面接記録  経過記録 | □している  □していない |
| ③（２）の①から⑧まで及び⑪から⑬（指定障害児相談支援事業者においては、①から⑦まで及び⑩から⑫まで。）までの規定は、（３）の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項第３号 | 同準用項目と同一文書 |  |
| ④相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項第４号 | 施設等への入所又は入院を希望した場合に紹介した書類及びその際のサービス提供記録 | □行っている  □行っていない  □該当事例なし |
| ⑤相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項第５号 | 施設等から退所又は退院を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録 | □行っている  □行っていない  □該当事例なし |
| 障害児相談  　⑥相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。 | 平２４厚令２９第１５条第３項第６号 | 情報提供した書類及びその際のサービス提供記録 | □行っている  □行っていない |

### １１の２　テレビ電話装置等の活用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条の２ |  |  |
| ①アセスメント又はモニタリングに係る利用者が法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に定める地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条の２第１号  平２１年厚労省告示第１７６号  平２４年厚労省告示第２３３号 | 適宜必要と認める資料 | □行っている  □行っていない  □該当事例なし |
| ②当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条の２第２号 | 適宜必要と認める資料 | □行っている  □行っていない  □該当事例なし |

### １２　利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１６条 | 適宜必要と認める資料 | □している  □していない  □該当事例なし |

### １３　計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１７条 | 適宜必要と認める資料 | □している  □していない  □該当事例なし |

### １４　管理者の責務　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１８条第１項 | 組織図  職務分担表  業務日誌等 | □行っている  □行っていない |
| （２）指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に厚生労働省令の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１８条第２項 | 適宜必要と認める資料 | □行っている  □行っていない |

### １５　運営規程

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  ①事業の目的及び運営の方針  ②従業者の職種、員数及び職務の内容  ③営業日及び営業時間  ④指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額  ⑤通常の事業の実施地域  ⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑦虐待の防止のための措置に関する事項  ⑧その他運営に関する重要事項 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１９条 | 運営規程 | □全て定めている  □定めていない事項がある  ⇒その事項 |

### １６　勤務体制の確保等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条第１項 | 従業者の勤務表 | □定めている  □定めていない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条第２項 | 勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類 | □させている  □させていない |
| （３）指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条第３項 | 研修計画、研修実施記録 | □している  □していない |
| （４）指定特定相談支援事業者は、適切な特定相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条第４項 | 適宜必要と認める資料 | □講じている  □講じていない |

### １７　業務継続計画の策定等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条の２第１項 | 業務継続計画 | □講じている  □講じていない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条の２第２項 | 研修計画  研修・訓練実施記録 | （周知）  □している  □していない  （研修及び訓練）  □している  □していない |
| （３）指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条の２第３項 | 適宜必要と認める資料 | （見直し）  □行っている  □行っていない  （変更）  □行っている  □行っていない |

### １８　設備及び備品等　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２１条 | 事業所平面図  備品等一覧表 | □備えている  □備えていない |

### １９　衛生管理等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２２条第１項 | 衛生管理に関する書類 | □行っている  □行っていない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２２条第２項 | 衛生管理に関する設備及び備品等 | □努めている  □努めていない |
| （３）指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ①当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ③当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２２条第３項 | 適宜必要と認める資料 | □講じている  □講じていない |

### ２０　掲示等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２３条第１項 | 事業所の掲示物 | □している  □していない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、（１）に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、（１）の規定による掲示に代えることとしている場合、（１）に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付けているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２３条第２項 | 事業所に備え付けの書類 | □備え付けている  □備え付けていない  □備え付けを掲示に代えることとしていない |
| （３）指定特定相談支援事業者は、（１）に規定する重要事項の公表に努めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２３条第３項 | 公表していることが分かる書類 | □努めている  □努めていない |

### ２１　秘密保持等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩していないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２４条第１項 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | □していない  □している |
| （２）指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩することがないよう、必要な措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２４条第２項 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書  その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） | □講じている  □講じていない |
| （３）指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２４条第３項 | 個人情報同意書 | □得ている  □得ていない |

### ２２　広告

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２５条 | 事業者のＨＰ画面・パンフレット | □していない  □している |

### ２３　障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２６条第１項 | 適宜必要と認める資料 | □行っていない  □行っている |
| （２）指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２６条第２項 | 適宜必要と認める資料 | □行っていない  □行っている |
| （３）指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２６条第３項 | 適宜必要と認める資料 | □していない  □している |

### ２４　苦情解決

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２７条第１項 | 苦情受付簿  重要事項説明書  契約書  事業所の掲示物 | □講じている  □講じていない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２７条第２項 | 苦情者への対応記録  苦情対応マニュアル | □している  □していない  □該当事例なし |
| （３）指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２７条第３項  平２４厚令２９第２７条第４項  障害者総合支援法第１０条第１項  児童福祉法第５７条の３の２第１項 | 市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □行っている  □行っていない  □該当事例なし |
| （４）指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平２４厚令２８第２７条第４項  平２４厚令２９第２７条第５項  障害者総合支援法第１１条第２項  児童福祉法第５７条の３の３第４項 | 都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □行っている  □行っていない  □該当事例なし |
| （５）指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平２４厚令２８第２７条第５項  平２４厚令２９第２７条第３項  障害者総合支援法第５１条の２７第２項  児童福祉法第２４条の３４第１項 | 市町村長からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □行っている  □行っていない  □該当事例なし |
| （６）指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、（３）から（５）までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２７条第６項 | 都道府県等への報告書 | □している  □していない  □該当事例なし |
| （７）指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２７条第７項 | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | □している  □していない  □該当事例なし |

### ２５　事故発生時の対応

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２８条第１項 | 事故対応マニュアル  都道府県、市町村、家族等への報告記録 | □講じている  □講じていない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２８条第２項 | 事故の対応記録  ヒヤリハットの記録 | □している  □していない  □該当事例なし |
| （３）指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２８条第３項 | 再発防止の検討記録  損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類、免責証書、示談書等） | □行っている  □行っていない  □該当事例なし |

### ２６　虐待の防止

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  ③①～②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２８条の２ | 適宜必要と認める資料 | □講じている  □講じていない |

### ２７　会計の区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２９条 | 収支予算書・決算書等の会計書類 | □している  □していない |

### ２８　記録の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３０条第１項 | 従業員名簿  設備・備品台帳  帳簿等の会計書類 | □している  □していない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から５年間保存しているか。  ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録  ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳  ア　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画  イ　アセスメントの記録  ウ　サービス担当者会議等の記録  エ　モニタリングの結果の記録  ③計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知に係る記録  ④苦情の内容等の記録  ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３０条第２項 | 左記①～⑤の記録 | □している  □していない |

### ２９　電磁的記録等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、厚生労働省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３１条第１項 | ＰＣ等のＩＣＴ装置 | □行っている  □行っていない |
| （２）指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（交付等）のうち、厚生労働省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３１条第２項 | ＰＣ等のＩＣＴ装置 | □行っている  □行っていない |

## 第４　計画相談支援給付費の算定及び取扱い（障害者総合支援法第５１条の１７第２項、児童福祉法第２４条の２６第２項）

### １　基本事項　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定計画相談支援に要する費用の額は、厚生労働省告示の別表により算定する単位数に厚生労働省告示に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６の一  平１８厚告５３９  平２４厚告１２８ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない |
| 特定相談  【（ただし、その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域計画支援に要した費用の額となっているか。）】 | 障害者総合支援法第５１条の１７第２項 | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □なっている  □なっていない  □該当事例なし |
| （２）（１）の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 平２４厚告１２５の２・平２４厚告１２６の２ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない |

### ２　計画相談支援費

#### （１）サービス利用支援費　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。  ①機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）  厚生労働省告示に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする）で除して得た数（取扱件数）の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。  ②サービス利用支援費（Ⅰ）　指定特定相談支援事業所における取扱件数の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ③サービス利用支援費（Ⅱ）　指定特定相談支援事業所における取扱件数が４０以上である場合において、当該取扱件数から３９を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１の注１ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない |

#### （２）継続サービス利用支援費　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。  ①機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）  厚生労働省告示に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。  ②継続サービス利用支援費（Ⅰ）　取扱件数の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ③継続サービス利用支援費（Ⅱ）　取扱件数が４０以上である場合において、当該取扱件数から３９を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１の注２ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  モニタリング報告書  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない |

#### （３）その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 共通  ①指定特定相談支援事業者が、第３の１１の（２）の⑥（第３の１１の（３）の③において準用する場合を含む）、⑨、⑩若しくは⑪から⑬まで（第３の１１の（３）の③において準用する場合を含む）又は第３の１１の（３）の②に定める基準（指定障害児相談支援事業者においては、指定障害児相談支援事業者が、平２４厚令２９第１５条第２項第６号（同条第３項第３号において準用する場合を含む）、第８号、第９号若しくは第１０号から第１２号まで（同条第３項第３号において準用する場合を含む）又は同条第３項第２号に定める基準）を満たさないで指定計画相談支援（指定障害児相談支援事業者においては、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助）を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１の注３ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  モニタリング報告書  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □していない  □している  □該当事例なし |
| 特定相談  ②指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注４ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □していない  □している  □該当事例なし |
| 共通  ③指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注５、平２４厚告１２６別表の１の注４ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □していない  □している  □該当事例なし |

#### （４）居宅介護支援費重複減算　特定相談

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| ①相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第７条第１項に規定する要介護状態区分が要介護１又は要介護２のものに対して、同法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）として、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ厚生労働省告示に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。  ア　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）  イ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）  ウ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）  エ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）  オ　サービス利用支援費（Ⅰ）  カ　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）  キ　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）  ク　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）  ケ　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）  コ　継続サービス利用支援費（Ⅰ） | 平２４厚告１２５別表の１の注６ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  モニタリング報告書  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なしい |
| ②相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）として、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ厚生労働省告示に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。  ア　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）  イ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）  ウ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）  エ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）  オ　サービス利用支援費（Ⅰ）  カ　サービス利用支援費（Ⅱ）  キ　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）  ク　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）  ケ　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）  コ　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）  サ　継続サービス利用支援費（Ⅰ）  シ　継続サービス利用支援費（Ⅱ） | 平２４厚告１２５別表の１の注７ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  モニタリング報告書  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （５）介護予防支援費重複減算　特定相談

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第７条第２項に規定する要支援状態区分が要支援１又は要支援２のものに対して、同法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（継続サービス利用支援費（Ⅱ）を除く。）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、１月につき厚生労働省告示に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注８ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  モニタリング報告書  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （６）情報公表未報告減算　共　　　通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 法の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注９  平２４厚告１２６別表の１の注５  総合支援法７６条の３第１項  児童福祉法３３条の１８第１項 | 国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （７）業務継続計画未報告減算　共　　　通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定準第２０条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注１０  平２４厚告１２６別表の１の注６ | 国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （８）虐待防止措置未実施減算　共　　　通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定基準第２８条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注１１  平２４厚告１２６別表の１の注７ | 国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

　　（９）特別地域加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 厚生労働省告示に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（①及び②に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき厚生労働省告示に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注１２  平２４厚告１２６別表の１の注８  平２１厚告１７６  平２４厚告２３３ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

（１０）地域生活支援拠点等機能強化加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又は機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に 、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に５００単位を加算しているか。  【障害児計画のみ】  ただし、拠点コーディネーター１人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、１月につき100回を限度としているか | 平２４厚告１２５別表の１の注１３  平２４厚告１２６別表の１の注９ |  | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１１）利用者負担上限額管理加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の２の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１２）初回加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| ①指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の厚生労働省告示定める基準に適合する場合は、１月につき所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の３の注１  平２７厚告１８０・平２７厚告１８１の二 | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |
| ②初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障害者等（指定障害児相談支援事業者においては、障害児及びその家族）に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等【障害児相談については居宅】を訪問しまたはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に厚生労働省告示に掲げる単位に当該面接をした月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の３の注２ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１３）主任相談支援専門員配置加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| ①専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が別に厚生労働大臣が定める者（主任相談支援専門員）であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の４注１ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |
| ②主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の４注２ |  | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１４）入院時情報連携加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 計画相談支援対象障害者等が医療法（昭和２３年７月３０日法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所（病院等）に入院するに当たり、厚生労働省告示に定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。  （１）入院時情報連携加算（Ⅰ）  （２）入院時情報連携加算（Ⅱ） | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の５の注  平２７厚告１８０の３・平２７厚告１８１第５号 | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  その他情報提供に関する記録等  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１５）退院・退所加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、【生活保護法第３８条第２項に規定する救護施設若しくは同条第３項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、】病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法第５０号）第３条に規定する刑事施設、少年院法（平成２６年法第５８号）第３条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成７年法第８６号）第２条第７項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成１１年法第９３号）第１５条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成１９年法第８８号）第６２条第３項若しくは第８５条第３項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第６２条第２項の救護若しくは同法第８５条第１項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等（指定障害児相談支援事業者においては、その家族を含む）に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算しているか。（（８）の初回加算を算定する場合を除く。）。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の６の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  その他情報提供に関する記録等  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１２）居宅介護支援事業所等連携加算　特定相談

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から⑥までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。又、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる厚生労働省告示に掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。  ①計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）第２条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）第２条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第８条の２第１６項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力する場合  ②計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に２回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（（１）サービス利用支援費又は（２）継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）  ③計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（（１）サービス利用支援費又は（２）継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）  ④計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２７条第２項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合  ⑤計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（（１）サービス利用支援費又は（２）継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）  ⑥計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（（１）サービス利用支援費又は（２）継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） | 平２４厚告１２５別表の７の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  情報提供に関する記録  面接記録  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１３）保育・教育等移行支援加算　障害児相談

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（障害福祉サービス等）を利用している期間において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ①から③までに定める単位数のうち該当した場合のもの（①から③までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。又、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ①から③までに定める厚生労働省告示に掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。  ①障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（保育所等）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第２７条第２項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（障害者就業・生活支援センター等）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合  ②障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（（１）障害児支援利用援助費又は（２）継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。）  ③障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（（１）障害児支援利用援助費又は（２）継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） | 平２４厚告１２６別表の７の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書  障害児支援利用計画  情報提供に関する記録  面接記録  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１４）医療・保育・教育機関等連携加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| ①厚生労働省告示に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。（（１２）の初回加算を算定する場合及び（１５）の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。  ②計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。)所定単位数を加算しているか。  ③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合所定単位数を加算しているか。  ③については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。  (1)　病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成１８年厚生労働省令第１９号)第５７条第３項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」という。)  (2)　福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。) | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の８の注１  平２４厚告１２６別表の８の注２ | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  情報提供に関する記録  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１５）集中支援加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者が、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ厚生労働省告示に掲げる単位を加算しているか。  ①障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（（１）サービス利用支援費又は（２）継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）  ②サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（（１）サービス利用支援費又は（２）継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）  ③福祉サービス等を提供する機関等（関係機関）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（（１）サービス利用支援費若しくは（２）継続サービス利用支援費、（１４）入院時情報連携加算（Ⅰ）又は（１５）退院・退所加算を算定する月を除く。）  ④計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合(１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。)サービス利用支援費等を算定する月を除く。)  ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合(サービス利用支援費等を算定する月を除く。) | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の９の注  １  平２４厚告１２６別表の９の注２ | 面接記録  サービス担当者会議の記録  関係機関との連絡調整の記録  計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |
| ⑤については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。  (1)　病院等及び訪問看護ステーション等  (2)　福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。) | 平２４厚告１２５別表の９の注  平２４厚告１２６別表の９の注２ | 面接記録  サービス担当者会議の記録  関係機関との連絡調整の記録 | □している  □していない  □該当事例なし |

　　（１６）サービス担当者会議実施加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。  ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは算定しない。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１０の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  モニタリング報告書  サービス担当者会議に関する記  録  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１７）サービス提供時モニタリング加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員１人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が３９を超える場合には、３９を超える数については、算定しない。  この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、１人につき相談支援専門員０,５人とみなして算定する。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１１の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  確認結果の記録  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１８）行動障害支援体制加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 厚生労働省告示に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算しているか。  ただし次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  行動障害支援体制加算(Ⅰ)  行動障害支援体制加算(Ⅱ) | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１２の注  平２７厚告１８０・平２７厚告１８１四 | 勤務実績表  研修修了書  事業所の掲示物  計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （１９）要医療児者支援体制加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 厚生労働省告示に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  要医療児者支援体制加算(Ⅰ)  要医療児者支援体制加算(Ⅱ) | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１３の注  平２７厚告１８１・平２７厚告１８０の五 | 勤務実績表  研修修了書  事業所の掲示物  計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （２０）精神障害者支援体制加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 厚生労働省告示に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  精神障害者支援体制加算(Ⅰ)  精神障害者支援体制加算(Ⅱ) | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１４の注  平２７厚告１８０の６  平２７厚告１８１八号 | 勤務実績表  研修修了書  事業所の掲示物  計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （２１）高次脳機能障害支援体制加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)  高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１４の２注  平２７厚告１８０の７  平２７厚告１８１９号 | 勤務実績表  研修修了書  事業所の掲示物  計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （２２）ピアサポート体制加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 厚生労働省告示に定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１５の注  平２７厚告１８０・平２７厚告１８１の１０ | 従業員配置表  研修修了書  相談援助記録  研修実施記録  公表していることが分かるもの  計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （２３）地域生活支援拠点等相談強化加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 厚生労働省告示に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた利用者（要支援者）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。【（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が平成２４年厚生労働省告示第１２４号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表の第２の１の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。】 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１６の注  平２７厚告１８０の８  平２７厚告１８１の１１ | 運営規程  計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （２４）地域体制強化共同支援加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 厚生労働省告示に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に障害福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第８９条の３第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１７の注  平２７厚告１８０の８  平２７厚告１８１第２号 | 運営規程  計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録  協議会への報告書等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### （２５）遠隔地訪問加算　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 計画相談支援対象障害者等の居宅等【障害児計画の場合は居宅】、病院等、障害者支援施設等、児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。)を訪問して、（⑫初回加算②に該当する場合に限る。)、入院時情報連携加算(入院時情報連携加算(Ⅰ)を算定する場合に限る。)、退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算(②及び⑤に限る。)、保育・医療・教育機関等連携加算（②に限る）医療・保育・教育機関等連携加算(①及び②に限る。)集中支援加算(①及び④に限る。)を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、初回加算については、3の②に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１８の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書  サービス等利用計画  受給者証の写し  国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書、過誤決定通知書、支払決定増減表、返戻等一覧表等）  利用者に関する記録等 | □している  □していない  □該当事例なし |

#### 

#### 第５　変更の届出等（障害者総合支援法第５１条の２５第３項～第４項、児童福祉法第２４条の３２第１項～第２項）　自主点検のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、１０日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。 | 障害者総合支援法施行規則第３４条の６０  児童福祉法施行規則第２５条の２６の７第１項～第２項  市規則第３条 | 届出書等の副本 | □届け出ている  □届け出ていない  □該当事例なし |
| （２）指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。 | 障害者総合支援法施行規則第３４条の６０  児童福祉法施行規則第２５条の２６の７第３項  市規則第３条 | 届出書等の副本 | □届け出ている  □届け出ていない  □該当事例なし |

## 第６　業務管理体制の整備に関する届出（障害者総合支援法第５１条の３１、児童福祉法第２４条の３８）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しているか。 | 障害者総合支援法第５１条の３１第１項  児童福祉法第２４条の３８第１項 | 適宜必要と認める資料 | □している  □していない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、次に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。  ①指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者等　厚生労働大臣  ②特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者　市町村長  ③全ての指定事業所等が同一指定都市（※）に所在する事業者等　指定都市の長  ④全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等　中核市の長  ⑤①から④以外の事業者等　都道府県知事  （※）児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含む。 | 障害者総合支援法第５１条の３１第２項  児童福祉法第２４条の３８第２項  障害者総合支援法施行規則第３４条の６２第１項  児童福祉法施行規則第２５条の２６の９第１項  市規則第６条第１項 | 届出書等の副本 | □届け出ている  ⇒届け出先    □届け出ていない |
| （３）（２）の規定により届出をした指定特定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等に届け出ているか。 | 障害者総合支援法第５１条の３１第３項  障害者総合支援法施行規則第３４条の６２第２項  児童福祉法第２４条の３８第３項  児童福祉法施行規則第２５条の２６の９第２項  市規則第６条第２項 | 届出書等の副本 | □届け出ている  □届け出ていない  □該当事例なし |
| （４）（２）の規定による届出をした指定特定相談支援事業者は、（２）に掲げる区分の変更により、（２）の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出ているか。 | 障害者総合支援法第５１条の３１第４項  障害者総合支援法施行規則第３４条の６２第３項  児童福祉法第２４条の３８第４項  児童福祉法施行規則第２５条の２６の９第３項 | 届出書等の副本 | □届け出ている  □届け出ていない  □該当事例なし |

## 第７　指定に係る掲示（市規則）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| 指定特定相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示しているか。 | 市規則第２条第３項 | 事業所の掲示物 | □している  □していない |

## 第８　障害者虐待の早期発見・防止等（障害者虐待防止法）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者及びその従業者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めているか。 | 障害者虐待防止法第６条第２項 | 適宜必要と認める資料 | □努めている  □努めていない |
| （２）指定特定相談支援事業者及びその従業者は、養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しているか。 | 障害者虐待防止法第７条第１項  障害者虐待防止法施行規則第１条 | 適宜必要と認める資料 | □している  □していない  □該当事例なし |
| （３）指定特定相談支援事業者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、特定相談支援事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講じているか。 | 障害者虐待防止法第１５条 | 適宜必要と認める資料 | □講じている  □講じていない |
| （４）指定特定相談支援事業者及びその従業者は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しているか。 | 障害者虐待防止法第１６条第１項 | 適宜必要と認める資料 | □している  □していない  □該当事例なし |

## 第９　不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供（障害者差別解消法）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書等 | 点検結果 |
| （１）指定特定相談支援事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めているか。 | 障害者差別解消法第５条 | 研修計画、研修実施記録 | □努めている  □努めていない |
| （２）指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害していないか。 | 障害者差別解消法第８条第１項 | 適宜必要と認める資料 | □していない  □している |
| （３）指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めているか。 | 障害者差別解消法第８条第２項 | 適宜必要と認める資料 | □努めている  □努めていない |